

現代環境法入門

—環境法制の生成・発展と公害・環境訴訟
から環境法制のあり方を考える—

第二東京弁護士会・環境法研究会

コスモス法律事務所
弁護士 粟谷しのぶ

1

弁護士会とは？

- 目的
 - 弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。（弁護士法第31条1項）
- 設立基準
 - 弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならない。（弁護士法第32条）
 - 東京：東京弁護士会（明治26年）、第一東京弁護士会（大正12年）、第二東京弁護士会（大正15年）

2

弁護士の使命とは？

- 使命
 - 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。
 - 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。（弁護士法第1条）
- 職責の根本基準
 - 弁護士は、常に、**深い教養の保持**と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。（弁護士法第2条）

3

教育活動の趣旨

- 第二東京弁護士会・環境法研究会
 - 環境法規制に携わるためには、個別の環境法規を知るのみならず、広く国内外の環境法制度の動向や判例を研究しつつ、社会的・政策的視野に立って現行の法規制を学び、より良い環境法制・政策のあり方を検討していくという視点が求められる。
 - 多様なステークホルダーとともにより良い環境法制・政策のあり方を求めて研究活動を進めることを目指す。

4

定例研修会の実施

平成25年度

「諫早湾干拓地潮受堤防の水門は開かれるか？」

「諫早湾干拓地潮受堤防問題解決のゆくえ」

平成24年度

「環境問題における団体訴訟制度導入の可能性」

「「水循環基本法」の立法に向けて～環境政策における市民参画～」

平成23年度

「エネルギー法制の現状と課題～持続可能なエネルギー政策へのロードマップ」

「再生可能エネルギー普及の可能性」

平成22年度

「種の保存法改正」

「COP10に向けたNGO側のロードマップ+ワシントン条約について」

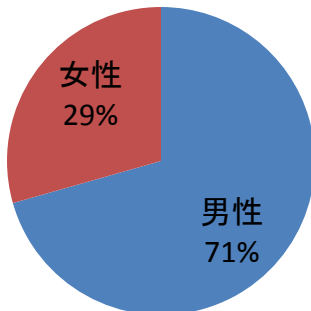
「「環境基本法」改正に向けて」

「土壌汚染対策法の改正と弁護士実務」

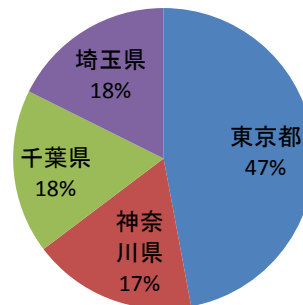
5

2014年度の開講実績

受講者数 19名



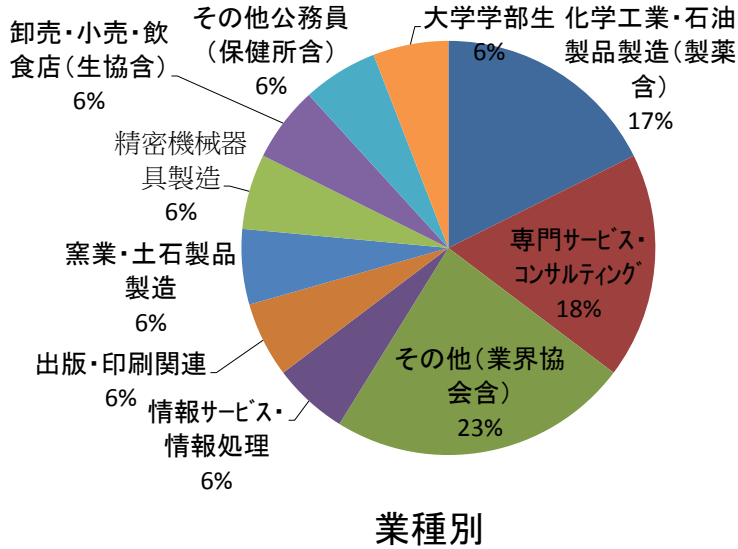
男女比



居住地

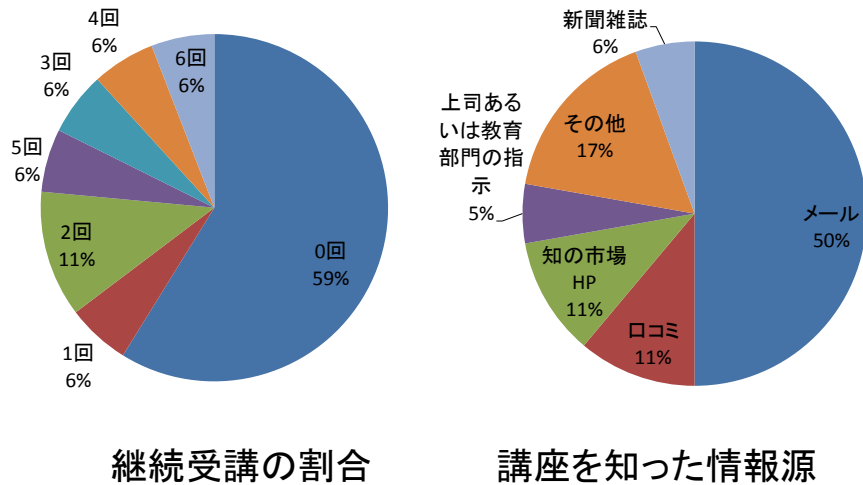
6

2014年度の開講実績



7

2014年度の開講実績



8

問題点及び今後の課題

- 受講者のニーズに配慮されているか。
 - 受講者の多くが企業内の環境部門の所属者、環境コンサルタントなど。
 - 受講者の多くにとって、環境問題における企業のリスク管理が重要な課題。
- 環境訴訟における判例の判断枠組み・基準をいかに理解してもらうか。
 - 判例を通じて、受講者とのディスカッションの中での発見。
 - ソクラテス・メソッドの実践

9

2015年度の講義概要

- ① 水俣病
- ② 四日市喘息
- ③ 原子力発電所の差止（新講義）
- ④ アスベスト事件（新講義）
- ⑤ イタイイタイ病
- ⑥ 環境法の基本理研と法体系
- ⑦ 土壌汚染
- ⑧ 大気汚染
- ⑨ 道路公害（大気汚染・騒音・振動等）
- ⑩ 化学物質管理・シックハウス問題
- 11 廃棄物・リサイクル
- 12 自然環境保護
- 13 まちづくり・景観訴訟
- 14 福島第一原発事故被害
- 15 再生可能エネルギー・気候変動対策

10

**ご清聴ありがとうございました。
多くの方々のご受講を講師一同
お待ちしております。**